

大切なお知らせです。
保護者の方に必ず渡してください。

家計急変

(R4年度概要版)

京都府奨学のための給付金のご案内

◇授業料以外の教育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)を支援する給付金制度です。

◇返済する必要のない給付金です。

注 保護者等(親権者全員)の令和4年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税又は生活保護(生業扶助)受給世帯の方は「家計急変」ではなく、「一部早期給付申請2回目含む」で申請してください。

1 家計急変の対象者について

基準日(※1)現在、以下①～⑤の要件を全て満たすこと。

- ① 保護者等(全員又は一方)に令和4年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税されていたが、令和4年度道府県民税所得割又は市町村民税所得割が課税された保護者等に家計急変(失業等。ただし定年退職は対象外)が発生し、家計急変後の保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯であること。
- ② 保護者等(親権者全員)が、京都府内に在住であること。
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の対象者であること。
- ④ 生徒に児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- ⑤ 生徒が、通算3回(定時制・通信制課程は4回)以上、奨学のための給付金を受給していないこと。ただし学び直しは1回(定時制・通信制は最大2回)まで追加可

※1 基準日

7月1日までに家計急変が発生した場合、7月1日

7月2日以降に家計急変が発生した場合、家計急変発生日等

※2 保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税に相当すると認められる世帯の例

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
年収見込(会社員)※3	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,001円 未満	4,137,501円 未満
所得見込(自営業)※4	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下	2,870,000円 以下

※3 会社員の方の年収見込は、給与収入(収入金額)のことです。

※4 自営業の方の所得見込は、事業所得(収入金額-必要経費)のことです。

➡ 裏面もご覧ください。

2 家計急変の必要書類について

申請書及び以下のA～Dの添付書類を提出していただきます。申請書類は、在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

- A 家計急変の発生事由及び時期が確認できる書類
- B 家計急変前の収入が確認できる書類
- C 家計急変後の収入が確認できる書類
- D 保護者等の扶養親族等全員分の健康保険証(写)

3 家計急変の確認について

「2 家計急変の必要書類について」のA～Dの添付書類により、家計急変発生後1年間の保護者等(親権者全員)の年間収入を推計し、「保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税」に相当すると認められる世帯であることを確認します。

4 給付額(年額)について

世帯状況 (※全:全日制、定:定時制)	給付年額	家計急変の給付額
住民税所得割非課税(全・定)(第1子)	114,100円	
住民税所得割非課税(全・定)(第2子以降) 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	7月以降に家計急変 となった場合は、「令和5年3月までの月数」 に応じて月割支給とな りますので左記の年額 と異なります。
住民税所得割非課税(通信制・専攻科)	50,500円	

5 京都府の他の奨学金等との併給について

以下の(1)～(5)の京都府の他の奨学金等を受給されている場合、支給額が調整されるものがあります。

- (1) 京都府高等学校等定時制通信制修学奨励金
- (2) 京都府高等学校等修学資金
- (3) 交通遺児奨学金
- (4) 母子家庭奨学金
- (5) 京都府高校生給付型奨学金

6 申請について

国公立高校の生徒の保護者等(親権者全員)が京都府内にお住まいの場合は、在学する学校へ申請書と添付書類を提出していただきます。

詳しい制度案内や申請書類は、速やかに在学する学校へ申し出て、お取り寄せください。

7 問い合わせ先

京都府立乙訓高等学校 (電話075-951-1008)

又は、京都府教育庁高校教育課修学支援係 (電話075-574-7539)

京都府奨学のための給付金 対象確認シート

(家計急変の対象となることの確認)

家計急変

保護者等（注1）の居住地は京都府内ですか？

YES

NO

保護者の居住地の
都道府県にお問合
せください

基準日（注2）現在、生活保護（生業扶助）を受給していますか？

NO

YES

保護者等全員の令和4年度「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割」が非課税ですか？

YES

NO

生活保護（生業扶助）世帯の方、又は保護者等全員の令和4年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の方は、家計急変ではなく、「一部早期給付申請2回目含む」で申請してください。

保護者等全員が課税されており、保護者等全員に家計急変（失業等。ただし定年退職除く）が発生しましたか？
又は保護者等の一方が非課税で、もう一方の課税されている父（母）に家計急変（失業等。ただし定年退職除く）が発生しましたか？

YES

NO

該当しません

家計急変後の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税相当の世帯（注4）ですか？

不明

YES

学校へ
お問い合わせ
ください。

対象となる可能性があります。
家計急変の申請書により申請
してください。

保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税相当の世帯（注4） 給与収入の場合

世帯の人数	世帯の年収見込
3人世帯	2,214,286円未満
4人世帯	2,714,286円未満
5人世帯	3,214,286円未満
6人世帯	3,700,001円未満
7人世帯	4,137,501円未満

（注1） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）となります。

（注2） 基準日とは、7月1日又は家計急変発生日等

（注3） 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。